

仙台市交通局郵便入札実施要領

(平成 15 年 12 月 24 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市交通局契約規程（昭和 39 年仙台市交通局規程第 23 号。以下「規程」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき、本局の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 郵便入札の対象は、仙台市交通局制限付き一般競争入札実施要綱（平成 10 年 3 月 27 日管理者決裁。以下「要綱」という。）第 2 条に規定する制限付き一般競争入札に付する工事請負契約とする。

(入札の公告)

第 3 条 管理者は、郵便入札の対象工事については、規程第 5 条に規定する公告（以下「公告」という。）において、次の各号に掲げる事項も併せて公告を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 要綱第 7 条に規定する入札執行の日時及び場所に代えて開札の日時及び場所
- (6) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札回数)

第 4 条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの 1 回とする。

(入札書等の郵送方法)

第 5 条 郵便入札の入札参加者は、入札参加申請書、入札書、当該入札金額の積算内訳書、工事費構成費目内訳書、見積用設計図書類受領確認書の写しその他の公告において指定する書類を配達証明付き書留郵便で入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定による郵送には二重封筒を用いることとし、入札書を一の中封筒に、積算内訳書及び工事費構成費目内訳書を一の中封筒に入れ封印し、それぞれの中封筒に入札参加者名、入札件名及び封入した書類名を記載した上で郵送用の外封筒に同封し、郵送しなければならない。
- 3 前項に規定する郵送用の外封筒は、宛名を「仙台市交通局財務課契約管財係」とし、入札参加者名、入札件名及び封入した書類名を記載しなければならない。
- 4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第 2 項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない。

(入札書の保管等)

第 6 条 管理者は、前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日時まで財務課において厳重に保管するものとする。

- 2 前項の郵便物は、差し替えをすることができない。

(無効の入札)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を必要とする場合、第 5 条第 4 項に規定する書類の同封がされていない入札
- (3) 一の入札について同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (4) 入札者の記名がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

- (7) 契約担当課への直接の持参，入札金額に対応した積算内訳書等の未同封など，第5条に規定する郵送方法によらない入札
- (8) 公告で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札（第10条の規定により，入札を延期した場合を除く。）
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) 入札書が真正なものであることが確認できない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反してなされた入札
（開札の立会）

第8条 入札者又はその代理人は，開札時に立ち会うことができる。

- 2 管理者は，入札書等の確認のため，開札時に立ち会った者の中から，2人の開札立会人を選任するものとする。
- 3 開札に立ち会う入札者若しくはその代理人がいない場合又は開札立会人の数が2人に達しない場合は，当該入札事務に関係のない職員1名が立ち会うこととする。
（開札）

第9条 開札は，公告に記載した開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果，落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは，落札決定を保留した上で，あらためて当該同価格の入札をした者に出席を求め，くじを引かせて落札者又は落札候補者を定めるものとする。ただし，当該同価格の入札をした者全員が，現に第8条第1項による立会を行っている場合で，代理人全員が入札者からくじを引くことに関する権限を委任されていることを証する書面を持参している場合は，その場で，当該立会者がくじを引くこととする。
- 3 総合評価一般競争入札において，落札候補者となるべき同じ評価値の者が2人以上あるときの落札候補者の決定については，前項の規定を準用する。
- 4 前2項の場合において，当該同価格の入札をした者（前項の場合にあっては，同じ評価値の者）のうちくじを引かないものがあるときは，これに代えて，当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
（入札の延期，中止，取消し）

第10条 管理者は，郵便入札において，郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により，必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

（入札結果の通知）

第11条 管理者は，郵便入札により落札者を決定した場合は，速やかに当該落札者に連絡するとともに入札結果を財務課において閲覧に供するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか，この要領の実施に関し必要な事項は，財務課長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は平成16年1月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は，この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し，同日前に発注手続に着手したものについては，なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日改正）

この改正は，平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成19年8月8日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は，決裁の日から実施する。
（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 24 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、決裁の日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 10 月 31 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領は、平成 20 年 11 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領は、平成 21 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 6 月 15 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 24 年 6 月 25 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領は、平成 24 年 6 月 25 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市交通局契約規程第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規程第 11 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市交通局契約規程第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告について適用し、同日前に公告が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市交通局契約規程

第5条の規定による一般競争入札に係る公告が行われる契約について適用し、同日前に公告が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年6月28日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和6年7月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市交通局郵便入札実施要領の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市交通局契約規程第5条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規程第11条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。